

《小中学生スポーツ全国・九州大会出場補助金を申請される方へ》

補助対象

◆対象となる団体

九州規模以上の大会に出場する小学生、中学生またはこれらに準ずる者が所属するクラブチーム
(大分市在住)

◆対象となる費用

交通費・宿泊費

補助限度額

- ① 大会の開催地が中国地域、四国地域または九州地域（沖縄県を除く。）の場合
参加者1人あたり5,000円（小学生にあつては、3,000円）
- ② 大会の開催地が①に掲げる地域以外の場合
参加者1人あたり7,000円（小学生にあつては、5,000円）
- ③ 大会の開催地が国外の場合
参加者1人あたり30,000円

提出書類

～申請に必要な書類～

- 1 大分市小中学生スポーツ振興補助金交付申請書
- 2 大分市小中学生スポーツ振興補助金交付請求書・委任状
- ③ 遠征計画書
- 4 収支予算書
- ⑤ 大会要項
- ⑥ 参加申込書のコピー(選手、役員名簿)
- ⑦ 予選大会結果
- ⑧ 参加指導者・選手一覧表 ※必ず住所記載

～精算に必要な書類～

- 1 大分市小中学生スポーツ振興補助金実績報告書
- 2 収支決算書
※交通費・宿泊費については、領収書・請求書(明細)のコピーを必ず添付してください
- ③ 大会結果

注意事項

- 1 補助金は、上記の補助金額を限度として、予算書に基づき計算します。
- 2 大会要項により認められた選手及び役員数を限度として補助します。
(ただし、予選の時点で大分市在住であること)
- 3 交通費は、貸切バス等、実際に利用する交通手段により予算書を作成してください。
※自家用車利用の場合は補助対象となりません。
なお、航空機利用の場合、利用者の生年月日がわかる書類を提出してください。
- 4 試合に敗退した場合等、宿泊の必要がなくなった場合は、宿泊費を返納していただきます。
※概算払のとき
- 5 **補助金の精算は、交通費と宿泊費の合計額で計算します。**
※領収書のないものは補助対象となりません。(要明細書)
- 6 決算額が補助金額を下回った場合は、差額を返納していただきます。※概算払のとき
- 7 参加人数が減少した場合には、人数分の交通費・宿泊費を返納していただきます。 ※概算払のとき
- 8 大分市スポーツ少年団振興補助金の交付を受けることができる団体は、補助金交付の対象となりません。

問合せ

スポーツ振興課
電話 537-5979 (直通)
FAX 538-6236